

公益通報の公表について

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例(平成16年杉並区条例第3号)第9条及び同条例施行規則(平成16年杉並区規則第26号)第8条第1項の規定により、令和7年11月20日付け、公益通報を公表しましたので報告いたします。

1 通報の件名

前杉並区顧問（文化行政担当）による不適切発言

2. 経緯

令和7年7月8日に区長の附属機関である杉並区公益監察員に公益通報があり、同監察員による調査が行われ、9月22日に調査結果報告書の提出を受けた。

その後、同報告書に基づき区による調査を実施した結果、事実と認められた内容について、杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例に基づき、11月20日に公表した。

3 通報の内容

令和5年6月頃、当時杉並区顧問（文化行政担当）として勤務していたA（既に退職）が、杉並区立施設の指定管理を担う事業者の職員に対し、社会通念上許容される範囲を明らかに逸脱する不適切な発言をした。

4. 公益監察員による調査結果の概要

- ・通報の事実については、発言の対象となった職員及びA本人の双方が認めており、その存在は明白である。
- ・Aは、対象職員が受け止めた苦痛を一定程度理解する姿勢を示した一方で、「職員の成長を願って指導の一環として行ったものであり、決して人格を傷つける意図はなかった」と弁明しているものの、Aによる発言は、当該職員の人格を否定し、尊厳を著しく侵害するものであって、杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第5条第1項第2号にいう「人の生命、身体その他の権利を害し、又は害するおそれがある事実」に該当するものと認められる。

5 再発防止に向けた具体的な取組

- (1) 顧問（文化行政担当）について、係長以上の一般職員と同様に、ハラスメント研修の対象者及び「ハラスメントゼロ宣言」の実施者として位置付ける。
- (2) 指定管理者が作成する「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」において、「杉並区役所におけるハラスメントの防止等に関する規程」に倣い、指定管理者のうち1名を職場相談員として位置づけることとし、相談等があった場合は、必要に応じて区に報告することとする。